

第14節 環境保健対策・公害紛争処理・環境犯罪対策

1 環境保健対策

(1) 公害健康被害者対策

大気汚染による公害健康被害者対策として、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、神戸市及び尼崎市において昭和63年3月の改正法施行以前に気管支ぜん息等の指定疾病に患っていて認定された患者に対する補償給付及び公害保健福祉事業を引き続き実施する。県においては、神戸市及び尼崎市と緊密な連絡をとりながらこの制度の円滑な推進に努める。

また、光化学スモッグによる健康被害が発生した場合、市町は医師等の出動要請を行うとともに、県及び市町は出動した医師等の報償費を支給するほか、神戸市では、「神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例」に基づき、医療費の助成を行うこととしている。

(2) 健康被害予防対策

環境汚染から県民の健康を守るためには、健康医療対策を講ずるとともに、健康への影響を疾病に至らない段階で対処するという健康被害の未然防止の観点からの対策が重要である。

このため、今後とも公害健康被害補償予防協会の助成事業である健康相談、健康診査、機能訓練等環境保健事業、低公害車普及事業及び大気浄化植樹等の環境改善事業を積極的に推進する。

また、「大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査」を実施し、健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察していく。

(3) 学校環境の整備

小学校、中学校等の植樹、芝植など学校環境緑化促進事業を実施するとともに、防音設備設置など大気汚染、騒音対策を進めることにより、発育成長期にある児童・生徒の健康増進に資する。

2 公害紛争処理

公害に関する紛争においては、加害と被害の因果関係の究明が困難であり、また、その処理には専門的な知識や技術を必要とする等の問題があり、行政機関による簡易、迅速な解決を図る必要がある。

このため、本県では、公害紛争処理法の規定に基づき、兵庫県附属機関設置条例を改正して、昭和45年11月1日に兵庫県公害審査会を設置しており、今後とも公害に係る紛争のあっせん、調停及び仲裁を適切に実施し、紛争の解決に当たっていく。

3 環境犯罪対策（廃棄物不適正処理防止対策）

(1) 防止体制の整備

県の廃棄物対策関係部局、国の廃棄物対策関係機関、市町及び関係団体で構成する「兵庫県不法投棄防止対策協議会」を開催し、各行政機関及び関係機関との連絡調整、情報交換を行い、廃棄物対策の総合的な施策の検討を行う。

また、県民局地域ごとに「地域廃棄物対策会議」を開催し、連絡情報網の整備を図るとともに、不適正処理事案に係る対応協議を行う等関係機関と連携を図りながら廃棄物対策の推進を図る。

さらに、不適正処理を防止するため、産業廃棄物、使用済み自動車等の保管や土砂等の堆積を適切に行わせるための措置を講ずる。

(2) 監視体制の充実強化

各県民局に警察OBである不法処理監視員を配置し、産業廃棄物の不法投棄に対する管内のパトロールを実施するとともに、事業所への立入検査の強化・充実を図ることにより不適正処理の防止策をとる。

(3) 立入検査による不適正処理の是正

廃棄物処理法に基づき、排出事業者及び処理業者に対して立入検査を実施し、処理施設の維持管理等について、不適正な場合には、厳格な是正指導を行う。

また、悪質事案については、当初から、警察と連携して告発までを視野に入れた行政命令を発するなど厳格な対応をとる。

(4) 不適正処理事案の原状回復措置等の実施

不法投棄の原状回復については、行為者及び排出事業者の責任追及を徹底して行い、早急に撤去させることが原則である。しかし、行為者が不明等で、生活環境保全上支障がある場合は、国の基金制度を活用し、県の代執行による原状回復措置を実施する。

また、不法投棄に対しては初期段階での迅速な対応が必要であることから、大規模事案に繋がる前に、土地所有者等からの要請に基づき、県の基金制度を活用し、廃棄物の撤去や未然防止・再発防止事業に対しての助成を行う。